

2022年7月15日

Center for International Environmental Law
ハナ・ハイネケン様

株式会社三井住友フィナンシャルグループ
サステナビリティ企画部

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社及び三井住友銀行の役員宛の2022年6月24日付の書簡を拝受いたしました。
書簡にてご意見を賜りました件、以下の通り回答いたします。

個別案件については、コメントを差し控えさせていただきますが、SMBCグループでは、環境・社会に対するアプローチを包括的に示し、持続可能な社会の実現に貢献する姿勢を明確にするため、「SMBCグループ 環境・社会フレームワーク」を2022年4月1日に制定し、公表しております。

加えて、当社グループ与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「グループクレジットポリシー」に、公共性・社会性の観点から問題となる与信等を行わないという基本原則とともに、地球環境に著しく悪影響を与える懸念のある与信等を行わないことを明記しております。

また、三井住友銀行では、民間金融機関の環境・社会配慮基準である「エクエーター原則」を採択しています。環境・社会に多大な影響を与える可能性がある大規模プロジェクトに対する融資やプロジェクトファイナンス・アドバイザーサービス（FA業務）においては、プロジェクト事業者に対し、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言への対応や、地域住民等へのFPIC（Free, Prior and Informed Consent／自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意）の尊重を含め、気候変動や人権をはじめとする環境社会配慮への取組みを求めています。

頂いた書簡でのご意見等も踏まえ、当社グループは持続可能な社会の実現に貢献するため、引き続き気候変動への対応、生物多様性の保全、人権の保護等に真摯に取り組んで参ります。

以上